

高知県公文書管理委員会 様

高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 32 条第 2 号の規定により、保存期間が満了した施行日前公文書及び施行日後公文書を公文書館に移管、又は廃棄するに当たり、下記のとおり諮問します。

令和 6 年 7 月 29 日

高知県立公文書館長 宅間 裕修

記

- 1 保存期間が満了した施行日前公文書及び施行日後公文書の公文書館への移管、又は廃棄に関する事項

条例第 12 条第 2 項及び附則第 6 項の規定により知事に協議のあった保存期間が満了した施行日前公文書及び施行日後公文書の移管、又は廃棄については、別添の内容のとおりです。